令和８年度　香川県道路メンテナンス会議

・日時：令和８年１０月２７日（火）
１３：００～１４：３０
・場所：香川河川国道事務所３階災害対策室
※WEB併用

議　事　次　第

１．開会

２．挨拶

３．議事

１）令和７年度活動報告と令和８年度活動状況及び活動計画(案)について

２）点検結果及び計画について

・3巡目(令和7年度)点検結果及び計画（令和6年度から令和10年度）について

３）判定区分Ⅲ、Ⅳ施設の修繕等措置の実施状況について

・２巡目の点検結果における修繕等措置の実施状況

・補修事例

４）道路事業における地域一括発注の取組について

５）道路メンテナンスの技術支援（研修）

４．意見交換

５．閉会

香川県道路メンテナンス会議　規約

（名　称）
第１条　本会は、「香川県道路メンテナンス会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

（目　的）
第２条　本会議は、道路法第２８条の２の規定に基づき設置するもので、香川県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、老巧化対策など計画的かつ円滑な道路管理促進を図ることを目的とする。

（協議事項）
第３条　本会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。
（１）道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有・発信に関すること。
（２）道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
（３）道路施設の技術基準類等の共有や技術支援に関すること。
（４）その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。
２．本会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議（専門部会含む）については、非公開でおこなうものとする。

（組　織）
第４条　本会議は、第２条の目的を達成するため、香川県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町の各道路管理者及び本会議が必要と認めるもので組織する。
２．本会議には、会長及び副会長を１名置くものとし、会長は国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所長、副会長は香川県土木部道路課長とする。
３．本会議の構成は「別表」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
４．会長に事故等があるときには、副会長がその職務を代行する。
５．会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

（事務局）
第５条　本会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。
２．事務局は、国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所および、香川県土木部道路課に置く。
３．事務局は、次の事項について調整する。
（１）本会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
（２）本会議における審議議題の調整
（３）規約の策定・改正・廃止等に係る調整
（４）その他、本会議の運営に際し必要となる事項の調整

（規約の改正）
第６条　本規約の改正等は、本会議の承認により行うことができる。

（その他）
第７条　本会議は、道路法第２８条の２の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

（附則）
本規約は、平成２６年　６月　９日から施行する。
専門部会として、香川県跨道橋連絡部会を平成２６年１２月２５日より設置する。
本規約は、平成２７年　５月２８日に一部変更する。（別表）
本規約は、平成２８年　５月１９日に一部変更する。（別表）
専門部会として、香川県道路鉄道連絡会議を平成２９年２月１７日より設置する。
本規約は、令和　４年１０月３１日に一部変更する。（別表）
本規約は、令和　６年１０月２９日に一部改正する。
専門部会として、香川県地下占用物連絡会議を令和７年４月３０日より設置する。

香川県道路メンテナンス会議　委員名簿

令和8年10月27日現在

	組 織 名	役 職
会 長	国土交通省四国地方整備局	香川河川国道事務所長
副会長	香川県土木部	道路課長
	西日本高速道路株式会社 四国支社	香川高速道路事務所長
	本州四国連絡高速道路株式会社	坂出管理センター所長
	高松市	都市整備局長
	丸亀市	都市整備部長
	坂出市	建設経済部長
	善通寺市	都市整備部長
	観音寺市	建設部長
	さぬき市	建設経済部長
	東かがわ市	事業部長
	三豊市	建設部長
	土庄町	建設課長
	小豆島町	建設課長
	三木町	土木建設課長
	直島町	建設経済課長
	宇多津町	地域整備課長
	綾川町	建設課長
	琴平町	地域整備課長
	多度津町	建設課長
	まんのう町	建設土地改良課長
オブザーバー	**国土交通省四国地方整備局**	**道路部　道路保全企画官**
	国土交通省四国地方整備局	**道路部　地域道路課長**
	国土交通省四国地方整備局	**四国技術事務所長**
事務局	**国土交通省四国地方整備局　香川河川国道事務所**	
	香川県　土木部　道路都市局　道路維持課	

１）令和７年度活動報告と令和８年度活動状況及び活動計画（案）について

令和７年度　香川県道路メンテナンス会議等　活動報告

	道路メンテナンス会議				研修	支援講習等（道路メンテナンス担当者会議）	７７条調査 ※１	広報
	本会議	専門部会 跨道橋連絡部会	専門部会 道路鉄道連絡会議	専門部会 地下占用物連絡会議				
４月	第１回 道路メンテナンス会議 （R7.4.30）			第１回 地下占用物連絡会議 （R7.4.30）				
５月							R6年度※３ ５月15日	第１回地下占用物連絡会議 ・会議後資料HPへ掲載
６月								
７月				第２回 地下占用物連絡会議 （R7.7.28）		第１回技術講習会 （第１回道路ﾒﾝﾃﾅﾝｽ担当者会議） （R7.7.22）		第１回技術講習会 ・実施後資料HPへ掲載
８月					橋梁初級Ⅰ （R7.8.25～8.29）		道路メンテナンス年報 （R6年度版）公表(R7.8.26)	第２回地下占用物連絡会議 ・会議後資料HPへ掲載
９月								
１０月	R７第2回道路メンテナンス会議（R7.10.28） 第11回跨道橋連絡部会（R7.10.28）				トンネル初級 （R7.10.22～10.24）			
１１月								第2回道路メンテナンス会議 ・会議後資料HPへ掲載
１２月					橋梁初級Ⅱ （R7.12.2～12.5）	第２回技術講習会 （第2回道路ﾒﾝﾃﾅﾝｽ担当者会議） （R7.12.10）		第２回技術講習会 ・実施後資料HPへ掲載
１月								
２月							R７年度版※２依頼	
３月			令和７年度 香川県道路鉄道連絡会議（R8.3.9 ）		R８研修案内		R７年度版※３依頼 R７年度版※２期限	

※１）道路法第77条第1項に基づく、道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査
※２）道路法施行規則第４条の５の６の規定に基づいて行う点検の対象道路施設
※３）舗装・道路土工構造物・小規模附属物

令和７年度　香川県道路メンテナンス会議　活動報告

日程	会議名	主な内容	備考
R7.4.30(水)	第1回道路メンテナンス会議	・規約改正について	21団体
R7.4.30(水)	第1回道路メンテナンス会議 第１回地下占用物連絡会議	・地下占用物連絡会議の設置について ・道路の老朽化対策と陥没事案への対応 ・今後の進め方（案）について	30団体
R7.7.22(火)	第１回技術講習会 （第１回道路メンテナンス担当者会議）	構造物点検支援技術の実習	15団体
R7.7.28(月)	第２回地下占用物連絡会議	・全国で発生した最近の道路陥没事例 ・下水道に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会（第二次提言） ・令和６年度の点検実施状況 ・道路法施行規則の一部を改正する省令	34団体
R7.10.28(火)	第2回道路メンテナンス会議	・令和６年度活動報告と令和７年度活動状況及び活動計画案 ・点検結果及び計画 ・判定区分Ⅲ、Ⅳ施設の修繕等措置の実施状況 ・個別施設計画策定・更新状況（橋梁） ・道路事業における地域一括発注の取組 ・道路メンテナンスの技術支援（研修）	21団体
	第11回跨道橋連絡部会	・跨道橋の点検及び補修状況と今後の予定 ・情報提供 ・意見交換	15団体
R7.12.10(水)	第２回技術講習会 （第2回道路メンテナンス担当者会議）	現場実習・新技術活用等による補修工法	12団体
R8.3.9(月)	令和７年度 香川県道路鉄道連絡会議	・道路鉄道連絡会議の概要 ・跨線橋等の点検結果及び修繕の状況 ・跨線橋の点検及び修繕の実績・計画 ・意見交換	16団体

令和８年度　香川県道路メンテナンス会議等　活動状況及び活動計画（案）

	道路メンテナンス会議				研修	支援講習等（道路メンテナンス担当者会議）	７７条調査 ※１	広報
	本会議	専門部会 跨道橋連絡部会	専門部会 道路鉄道連絡会議	専門部会 地下占用物等連絡会議				
４月								
５月				第１回 地下占用物連絡会議 (R8.5.20)			R7年度※３ 点検データベース登録	第１回地下占用物連絡会議 ・会議後資料HPへ掲載
６月					橋梁初級Ⅰ (R8.6.29～7.3)			
７月						第１回技術講習会 （第１回道路ﾒﾝﾃﾅﾝｽ担当者会議） (R8.7.16)		第１回技術講習会 ・実施後資料HPへ掲載
８月				第２回 地下占用物等連絡会議 (R8.8.4)			道路メンテナンス年報 (R7年度版）公表(R8.8.26)	第２回地下占用物等連絡会議 ・会議後資料HPへ掲載
９月					トンネル初級 (R8.9.16～9.18)			
１０月	令和８年度 香川県道路メンテナンス会議（R8.10.27） 第12回跨道橋連絡部会（R8.10.27）書面形式							
１１月					橋梁初級Ⅱ (R8.11.24～11.27)			第1回道路メンテナンス会議 ・会議後資料HPへ掲載
１２月						第２回技術講習会 （第2回道路ﾒﾝﾃﾅﾝｽ担当者会議） (R8.12月)		第２回技術講習会 ・実施後資料HPへ掲載
１月			令和8年度 香川県道路鉄道連絡会議（R8.1～3 ） 書面形式					
２月							R８年度版※２依頼	
３月					R８研修案内		R８年度版※３依頼 R８年度版※２期限	

※１）道路法第77条第1項に基づく、道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査
※２）道路法施行規則第４条の５の６の規定に基づいて行う点検の対象道路施設
※３）舗装・道路土工構造物・小規模附属物

令和８年度　香川県道路メンテナンス会議　活動状況及び活動計画内容（案）

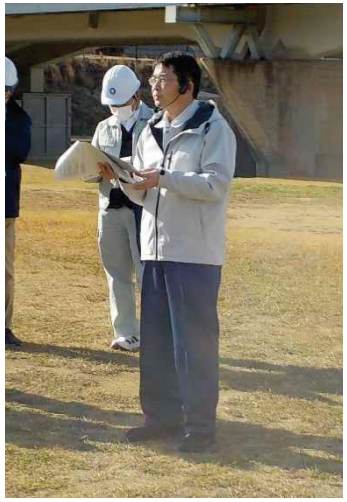
日程	会議名	主な内容	備考
R8.5.20(水)	第１回地下占用物連絡会議	・道路陥没や占用物件の維持管理に関する最近の動きについて ・道路法施行規則の一部を改正する省令の施工について ・電柱の点検結果の報告について ・道路陥没事例集について ・規約改正について ・今後の進め方（案）について	実施済
R8.7.16(木)	第１回技術講習会 （第１回道路メンテナンス担当者会議）	構造物点検支援技術の実習	実施済
R8.8.4(火)	第２回地下占用物等連絡会議	・下水道法の一部改正について ・令和７年度の点検実施状況について ・占用工事における猛暑時間の施工回避について	実施済
R8.10.27(火)	令和８年度 香川県道路メンテナンス会議	・R7活動報告・R8活動計画(案) ・R7点検結果の概要 ・3巡目点検計画(R6～R10) ・Ⅲ、Ⅳ施設の修繕等措置の実施状況(2巡目) ・代表的な措置完了事例 ・地域一括発注 ・意見交換	本日
	第12回跨道橋連絡部会	・跨道橋連絡部会の概要 ・跨道橋の点検及び補修状況と今後の予定 ・その他	本日(書面形式)
Ｒ８．12月	第２回技術講習会 （第2回道路メンテナンス担当者会議）	現場実習・新技術活用等による補修工法	
Ｒ９．1～3月	令和８年度 香川県道路鉄道連絡会議	・道路鉄道連絡会議の概要 ・跨線橋等の点検結果及び修繕の状況 ・跨線橋の点検及び修繕の実績・計画 ・意見交換	

令和7年度第2回技術講習会（令和7年度　第2回香川県道路メンテナンス担当者会議）開催概要

○香川県内の関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、道路メンテナンス業務の担当者を対象とした担当者会議を開催。
○前段で、連絡事項及び補修工事概要について座学を行った。
○座学に続き、県道高松琴平線の祓川橋において、補修概要・新技術活用等施工現場の実習を行い、橋梁補修施工現場の効率化が図られていることを学習した。

【開催日時・場所等】
＊ 日　時：令和７年１２月１０日（水）１３：３０～１５：００
＊ 場　所：県道高松琴平線の祓川橋（仲多度郡まんのう町）
＊ 参加者：国・県・市町等２３名
※県下９市町が参加

本局保全官
連絡事項説明↓



「祓川橋補修工事」
工事概要･補修工法の説明↓



祓川橋補修工法現場体験
↓



（質疑応答）
劣化原因･現場条件･新技術内容に関して質疑応答↓



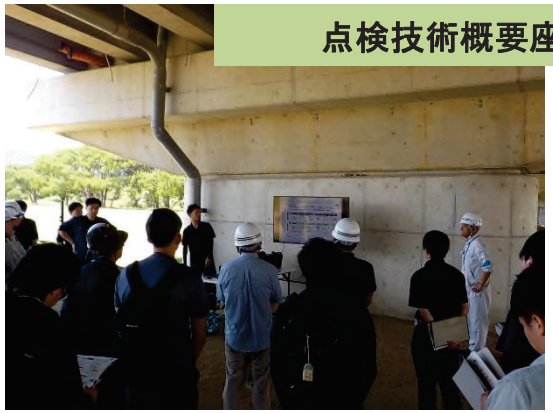
主な意見
･施工の一連のプロセスを実際に確認することができて参考になった。

令和8年度第1回技術講習会（令和8年度　第1回香川県道路メンテナンス担当者会議）開催概要

○香川県内の関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、道路メンテナンス業務の担当者を対象とした担当者会議を開催。
○第1部は、点検技術概要について座学を行った。
○第2部は、国道３２号の成合大橋において、性能カタログ技術等による点検実習を行い、点検作業の効率化について学習した。

【開催日時・場所等】
＊ 日　時：令和８年７月16日（木）
　　13：30～15：00
＊ 場　所：国道32号　成合大橋
　　（高松市成合町）
＊ 参加者：国・県・市町等
　　３９名
　　※県下９市町が参加

点検技術概要座学（2技術）





↑「日常管理DX」は座学のみ

（性能カタログ技術による点検）
「Draw－AI」による点検実演・体験





（点検技術の体験）
「ポールカメラ」による点検実演・体験



主な意見
・フルスペック（ひび割、轍、IRI）の点検でなく、予算の範囲で部分的な採用を検討したい。

２）点検結果及び計画について

【全国】橋梁、トンネル等の点検実施状況・点検結果　3巡目（2025年度）

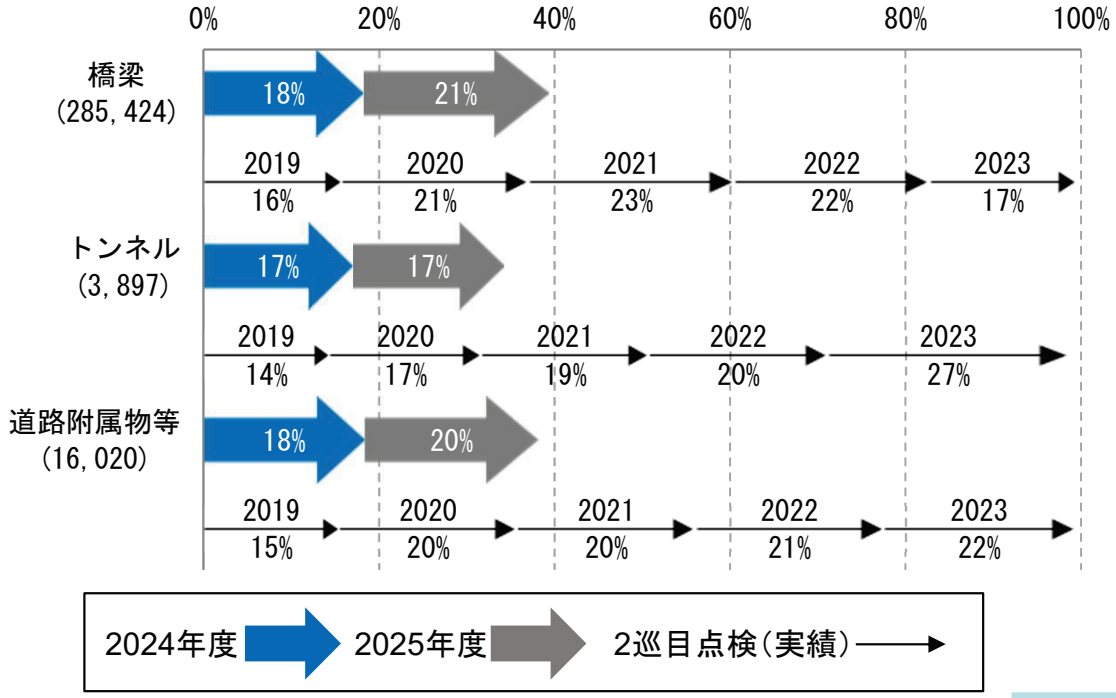
国土交通省

○ 全道路管理者の3巡目（2025年度）の点検実施状況は、橋梁：39%、トンネル：34%、道路附属物等※ ：38%となっており、2巡目2年目を上回り着実に進捗している。

○ 全道路管理者の3巡目（2025年度）の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の割合は、橋梁：7%、トンネル：24%、道路附属物等：10%

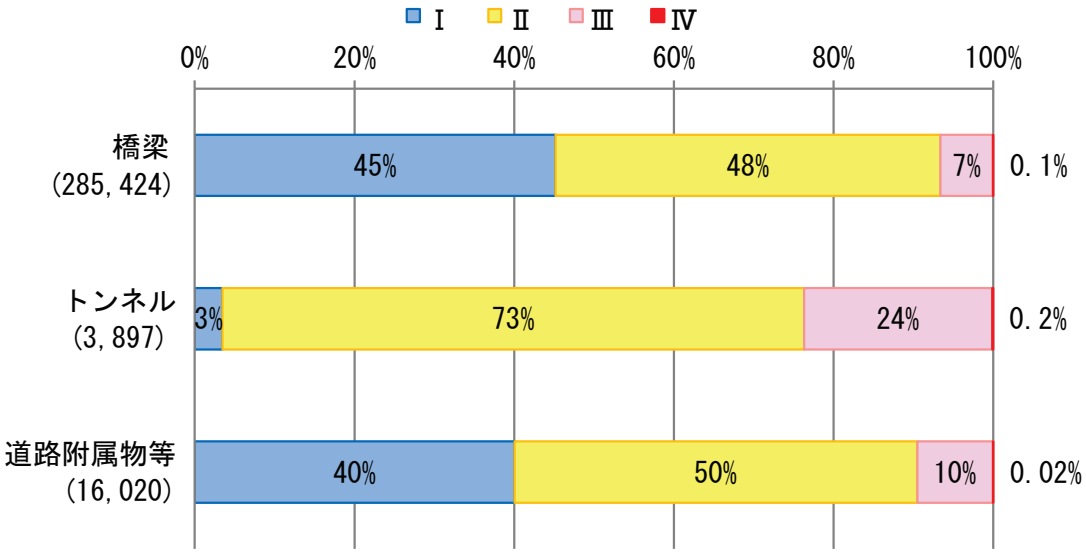
※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

3巡目（2025年度）の点検実施状況



※（ ）内は、2024,2025年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

3巡目（2025年度）の点検結果



※（ ）内は、2024,2025年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

判定区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

【四国】橋梁、トンネル等の点検実施状況・点検結果　3巡目（2025年度）

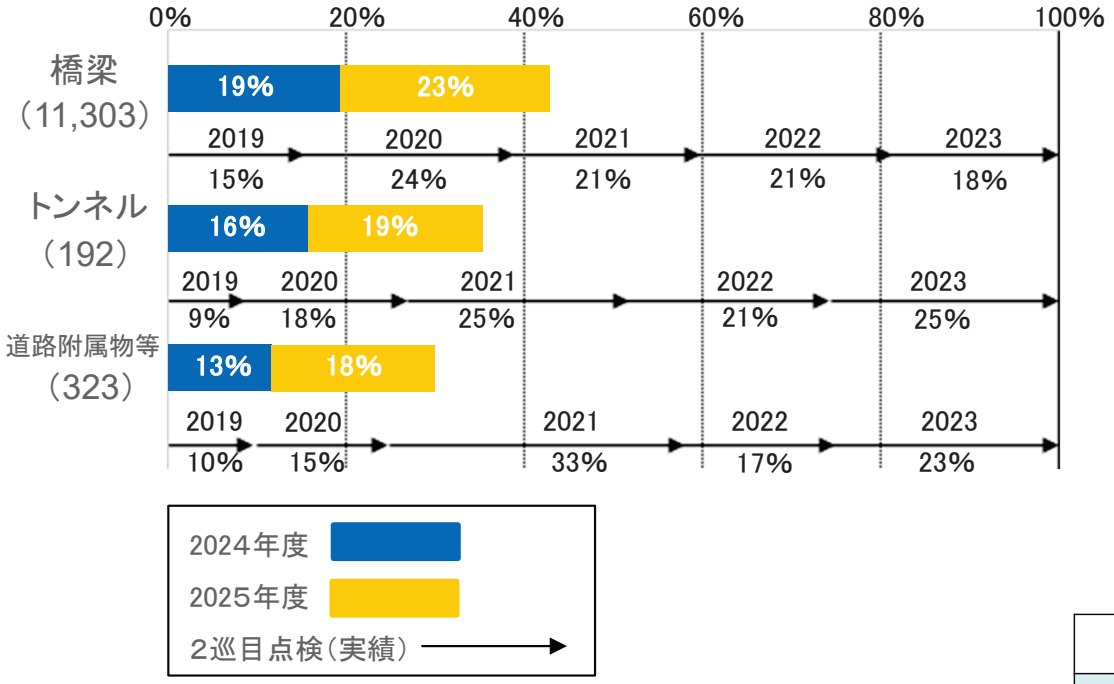
国土交通省

○全道路管理者の3巡目（2025年度まで）の点検実施状況は、橋梁：42%、トンネル：35%、道路附属物等※：31%となっており、2巡目（2年目まで）の実績を上回り着実に進捗している。

○全道路管理者の3巡目（2025年度）の点検において、早期又は緊急に措置を講ずるべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の割合は、橋梁：7%、トンネル：22%、道路附属物等※：6%

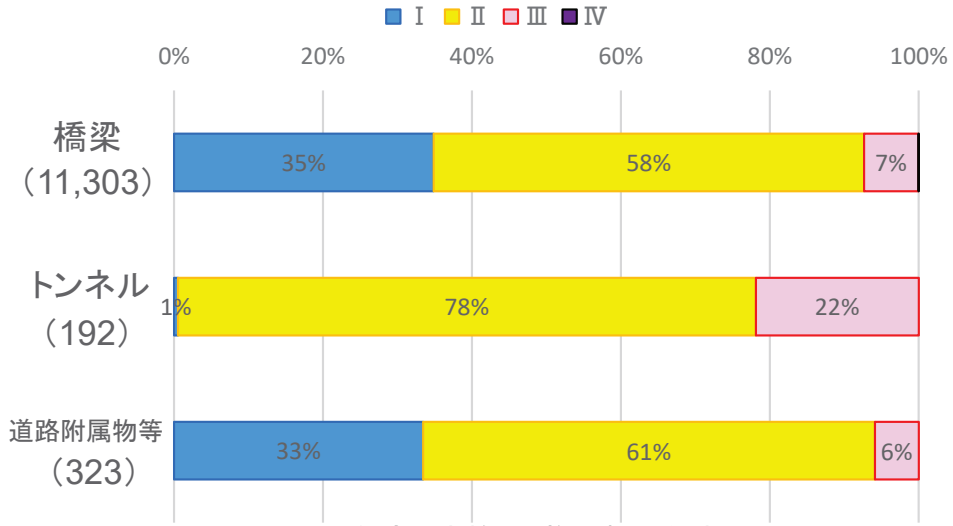
※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、及び門型標識等

3巡目（2025年度）の点検実施状況



※（　）内は、2025年度に点検した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

3巡目（2025年度）の点検結果



※（　）内は、2025年度に点検した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

区　分		定　　義
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

■R8.8道路メンテナンス年報より作成

【香川】橋梁、トンネル等の点検実施状況・点検結果　3巡目（2025年度）

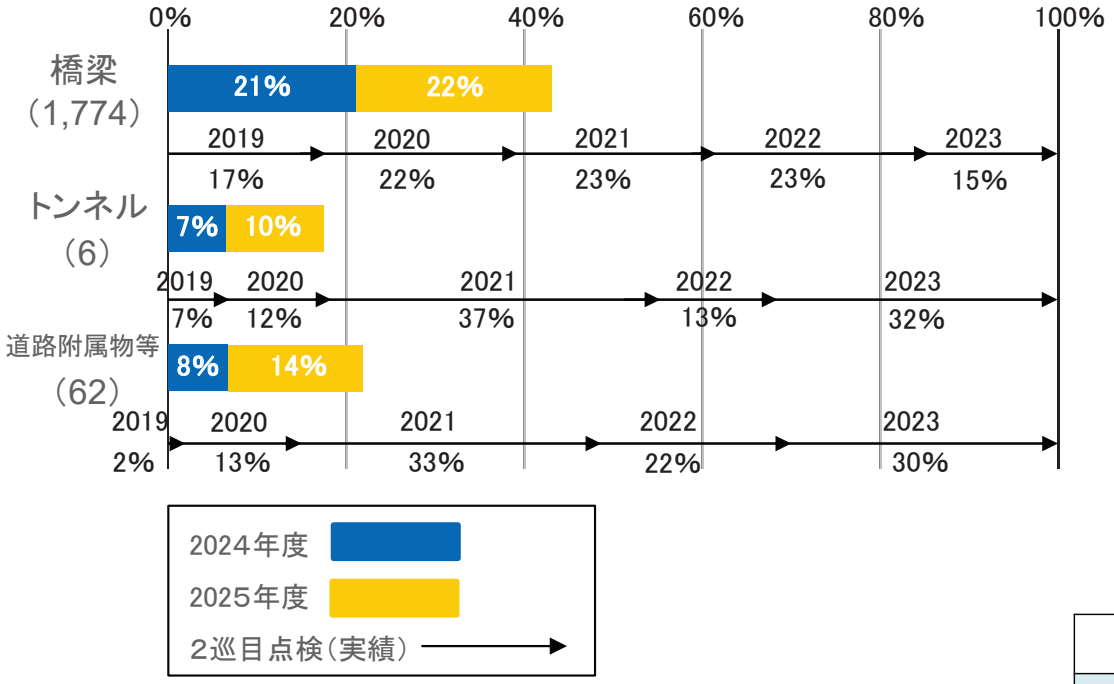
国土交通省

○全道路管理者の3巡目（2025年度まで）の点検実施状況は、橋梁：43%、トンネル：17%、道路附属物等※：22%となっており、2巡目（2年目まで）の実績を上回るか同程度で進捗している。

○全道路管理者の3巡目（2025年度）の点検において、早期又は緊急に措置を講ずるべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の割合は、橋梁：5%、トンネル：0%、道路附属物等※：6%

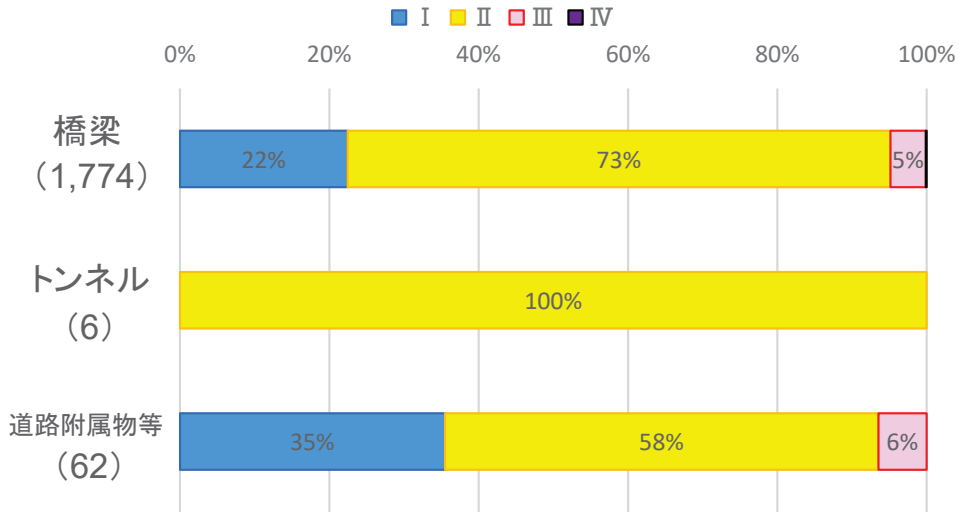
※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、及び門型標識等

3巡目（2025年度）の点検実施状況



※（　）内は、2025年度に点検した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

3巡目（2025年度）の点検結果



※（　）内は、2025年度に点検した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

区　分		定　　義
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

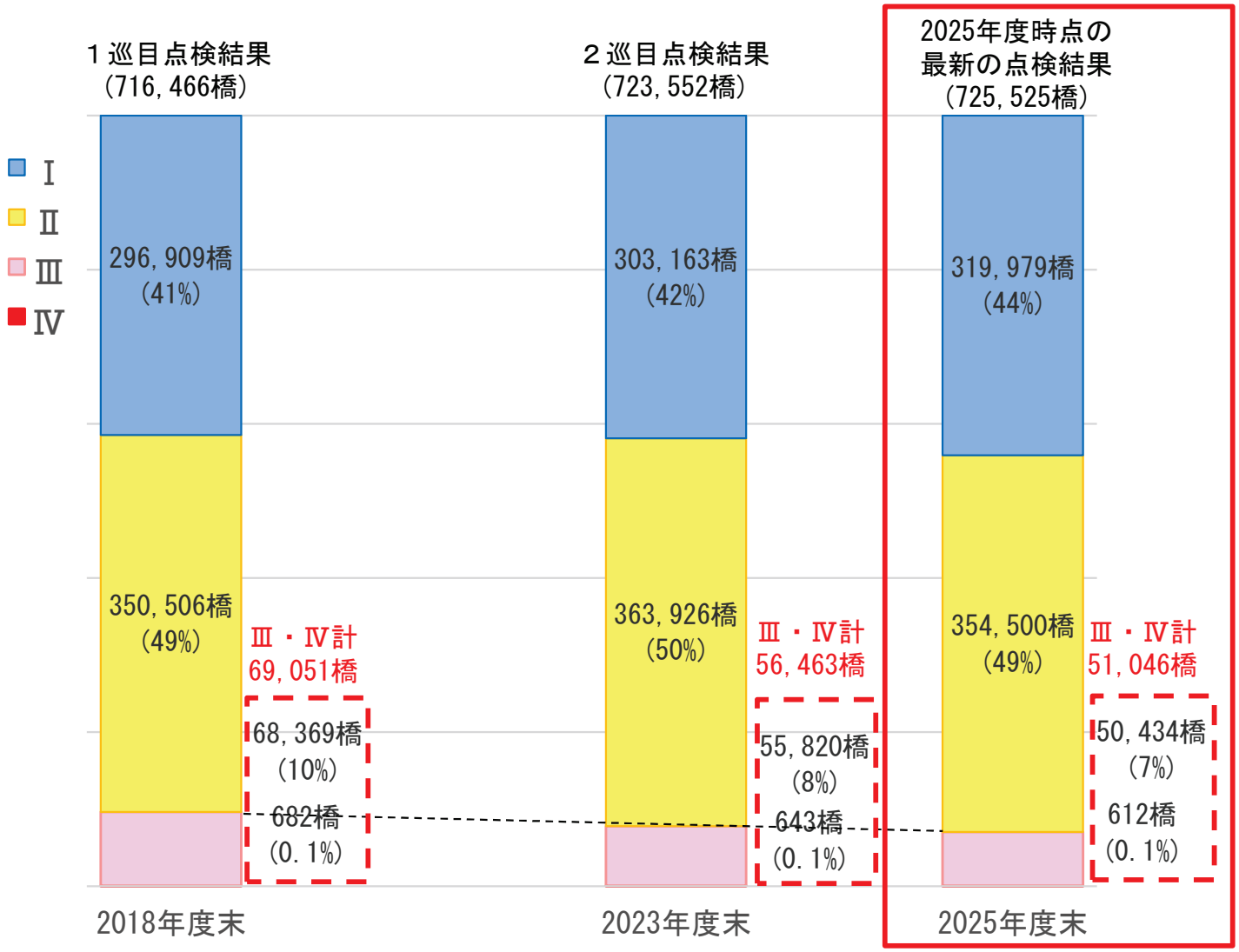
■R8.8道路メンテナンス年報より作成

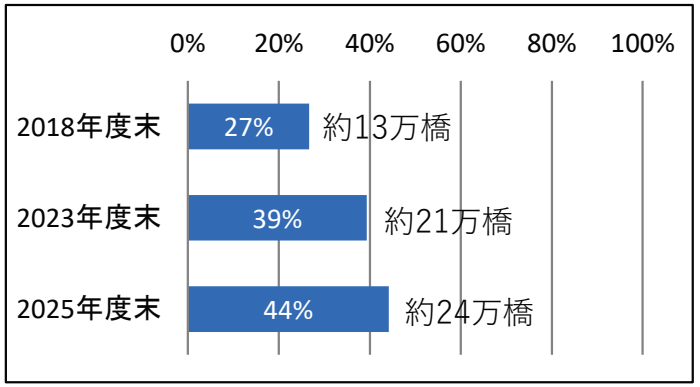
【全国】2025年度末時点での橋梁の判定区分毎の施設数と割合

国土交通省

○ 2025年度末時点での点検結果では判定区分の割合は、Ⅰ:44%、Ⅱ:49%、Ⅲ:7%、Ⅳ:0.1%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁は51,046橋であった。

○ 1巡目点検終了時点と比較すると建設後50年以上経過した橋梁数は増加している一方で、年々判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁数は着実に減少している。





（参考）建設後50年を経過した橋梁の割合

※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁がある。

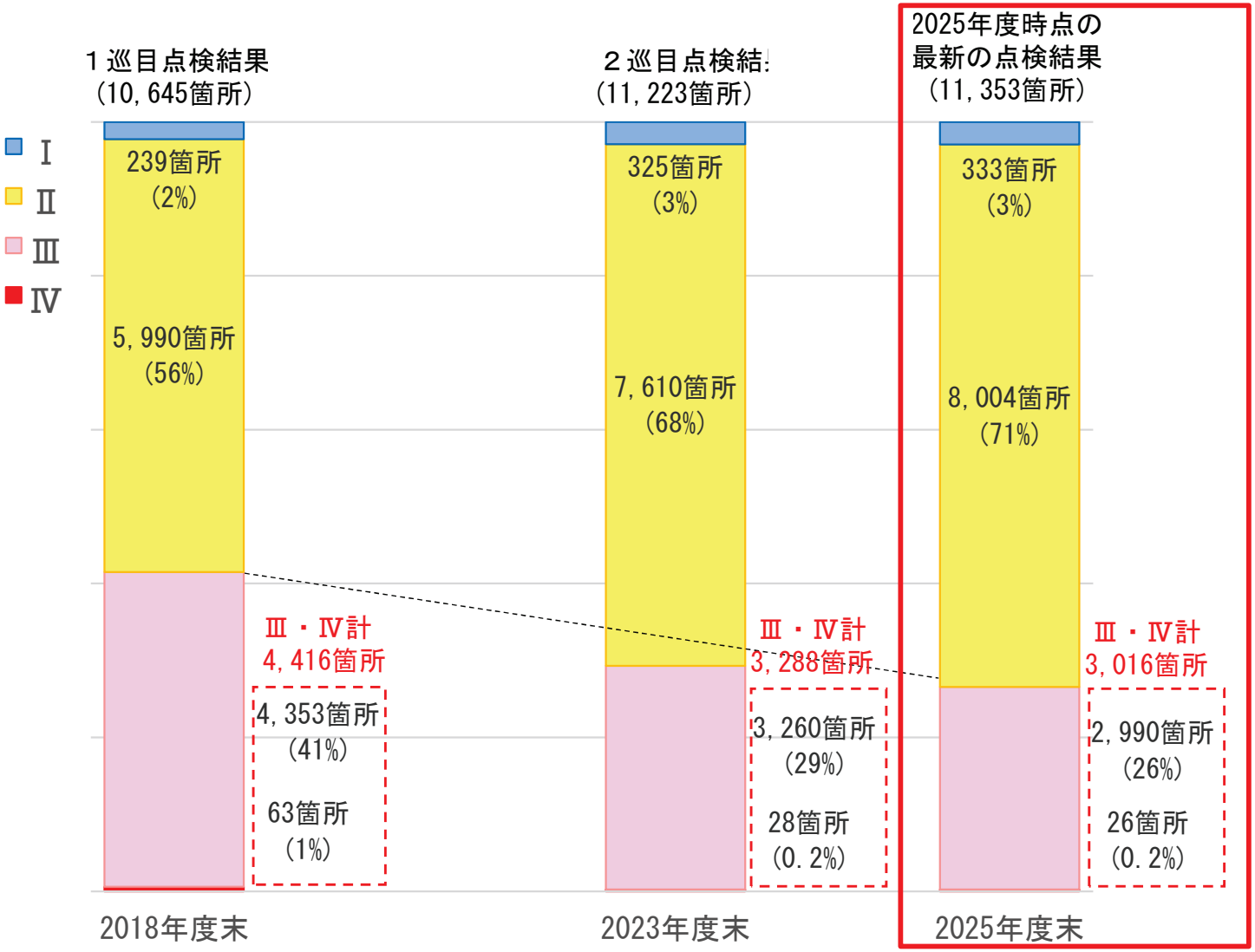
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。※判定Ⅳの施設については、早急に通行止めや通行規制等の緊急措置を行っている。

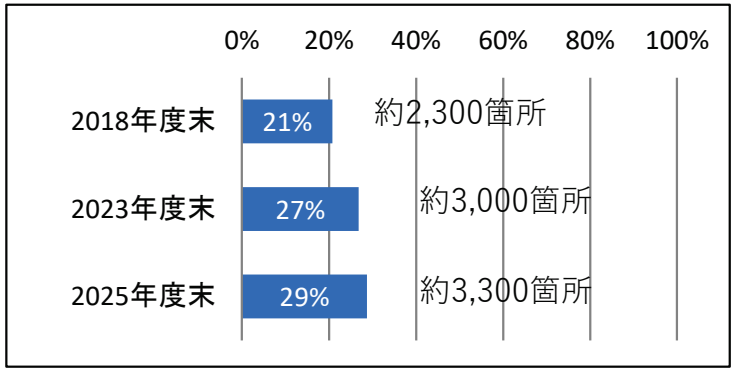
【全国】2025年度末時点でのトンネルの判定区分毎の施設数と割合

国土交通省

○ 2025年度末時点での点検結果では判定区分の割合は、Ⅰ:3%、Ⅱ:71%、Ⅲ:26%、Ⅳ:0.2%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは3,016箇所であった。

○ 1巡目点検終了時点と比較すると建設後50年以上経過したトンネルは増加している一方で、年々判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは着実に減少している。





(参考)建設後50年を経過したトンネルの割合

※この他、古いトンネルなど記録が確認できない建設年度不明トンネルがある。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。※判定Ⅳの施設については、早急に通行止めや通行規制等の緊急措置を行っている。

【四国】2025年度末時点での判定区分毎の施設数と割合

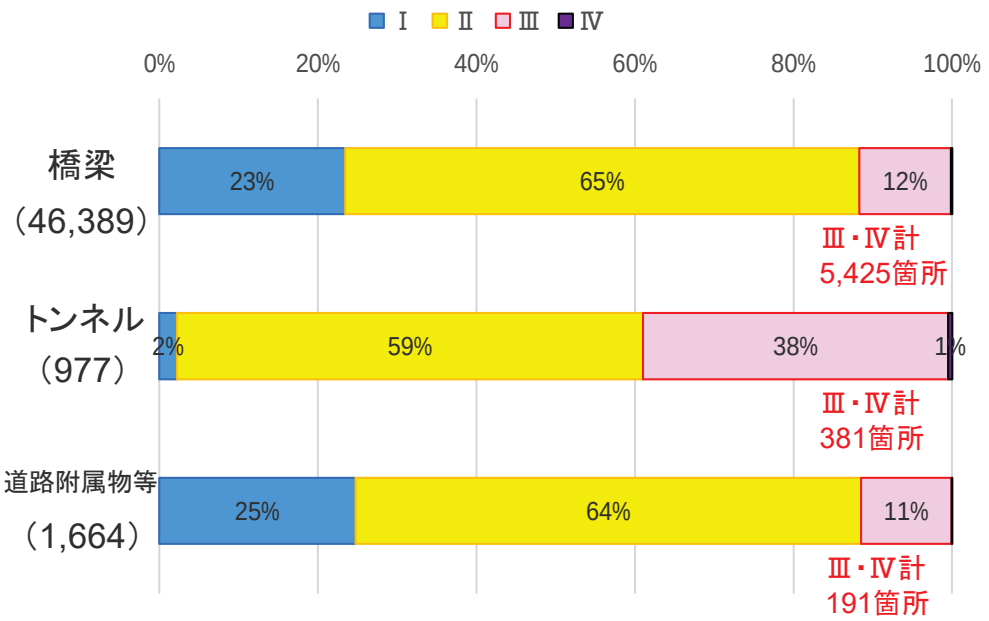
国土交通省

○平成26年度より橋梁・トンネル・道路附属物等※について5年に1回の点検が義務化。
（1巡目：2014～2018年度、2巡目：2019～2023年度、3巡目：2024年度～）

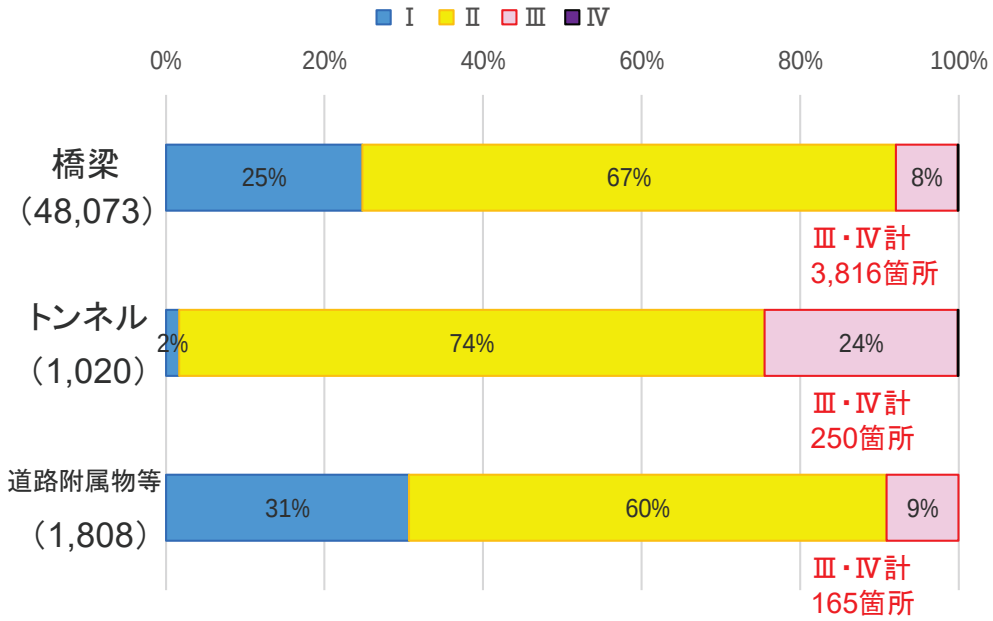
○最新の点検結果における早期又は緊急に措置を講ずるべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の割合は、橋梁約8%、トンネル約24%、道路附属物等※約9%となり、１巡目点検と比較すると、橋梁およびトンネルは着実に減少。

※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、及び門型標識等

1巡目（2014～2018年度）の点検結果



2025年度時点の最新の点検結果



※（ ）内は、各点検巡で点検した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

区　分		定　　義
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

■R8.8道路メンテナンス年報より作成

【香川】2025年度末時点での判定区分毎の施設数と割合

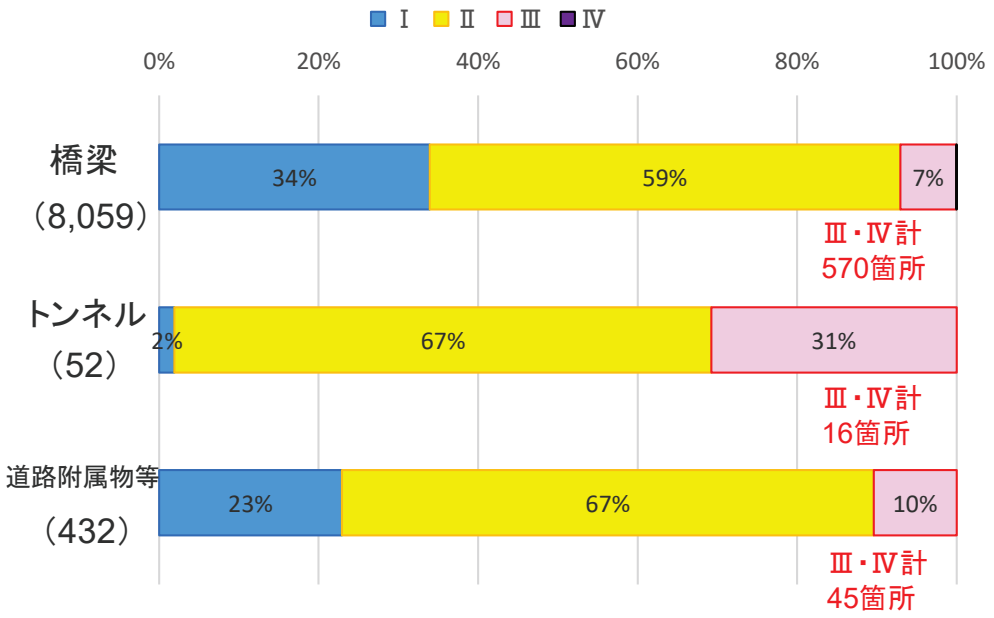
国土交通省

○平成26年度より橋梁・トンネル・道路附属物等※について5年に1回の点検が義務化。
（1巡目：2014～2018年度、2巡目：2019～2023年度、3巡目：2024年度～）

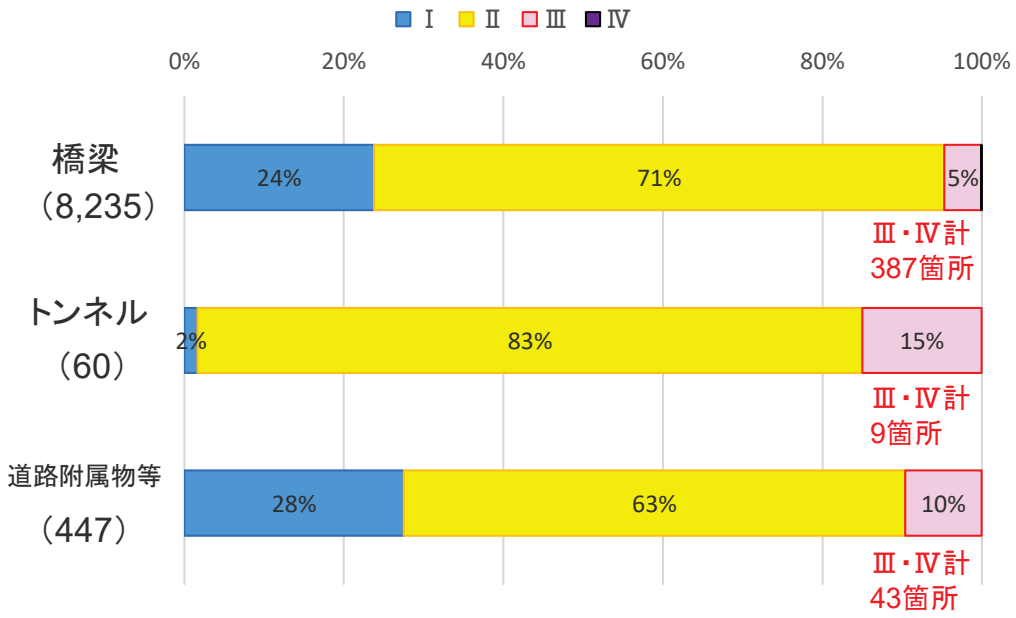
○最新の点検結果における早期又は緊急に措置を講ずるべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の割合は、橋梁約5%、トンネル約15%、道路附属物等※約10%となり、１巡目点検と比較すると、着実に減少。

※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、及び門型標識等

1巡目（2014～2018年度）の点検結果



2025年度時点の最新の点検結果



※（ ）内は、各点検巡で点検した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

区　分		定　　義
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

■R8.8道路メンテナンス年報より作成

2)三巡目点検計画(R6～R10) 香川県

◆道路橋の点検計画

(左：橋梁数　右：比率)

管理者		管理施設数	点検計画									
			令和６年度 (2024)		令和７年度 (2025)		令和８年度 (2026)		令和９年度 (2027)		令和１０年度 (2028)	
国		472	76	16%	105	22%	91	19%	127	27%	73	15%
高速道路会社	西日本	343	73	21%	66	19%	57	17%	80	23%	67	20%
	本州四国連絡	46	14	30%	10	22%	4	9%	9	20%	9	20%
県		1,642	462	28%	446	27%	346	21%	388	24%	0	0%
市町		5,542	1,074	19%	1,147	21%	1,263	23%	1,235	22%	823	15%
計		8,045	1,699	21%	1,774	22%	1,761	22%	1,839	23%	972	12%

◆トンネルの点検計画

(左：トンネル数　右：比率)

管理者		管理施設数	点検計画									
			令和６年度 (2024)		令和７年度 (2025)		令和８年度 (2026)		令和９年度 (2027)		令和１０年度 (2028)	
国		4	0	0%	0	0%	4	100%	0	0%	0	0%
高速道路会社	西日本	20	4	20%	6	30%	6	30%	4	20%	0	0%
	本州四国連絡	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
県		29	0	0%	0	0%	29	100%	0	0%	0	0%
市町		8	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	8	100%
計		61	4	7%	6	10%	39	64%	4	7%	8	13%

◆道路附属物等の点検計画

(左：道路附属物等数　右：比率)

管理者		管理施設数	点検計画									
			令和６年度 (2024)		令和７年度 (2025)		令和８年度 (2026)		令和９年度 (2027)		令和１０年度 (2028)	
国		185	26	14%	29	16%	37	20%	48	26%	45	24%
高速道路会社	西日本	83	3	4%	29	35%	19	23%	12	14%	20	24%
	本州四国連絡	11	5	45%	0	1%	1	9%	1	9%	4	36%
県		137	0	0%	0	0%	82	60%	55	40%	0	0%
市町村		33	2	6%	4	12%	4	12%	20	61%	3	9%
計		449	36	8%	62	14%	143	32%	136	30%	72	16%

R7まで実績
R8から予定

＊「道路メンテナンス会議」調べ（令和8年3月末時点）
＊予算措置状況、施設の新設・撤去・廃止・管理移管等により変更する場合がある
＊管理施設の新設・撤去・廃止・管理移管・診断中等により管理施設数と点検数が一致しない場合がある

３）判定区分Ⅲ、Ⅳ施設の修繕等措置の実施状況について

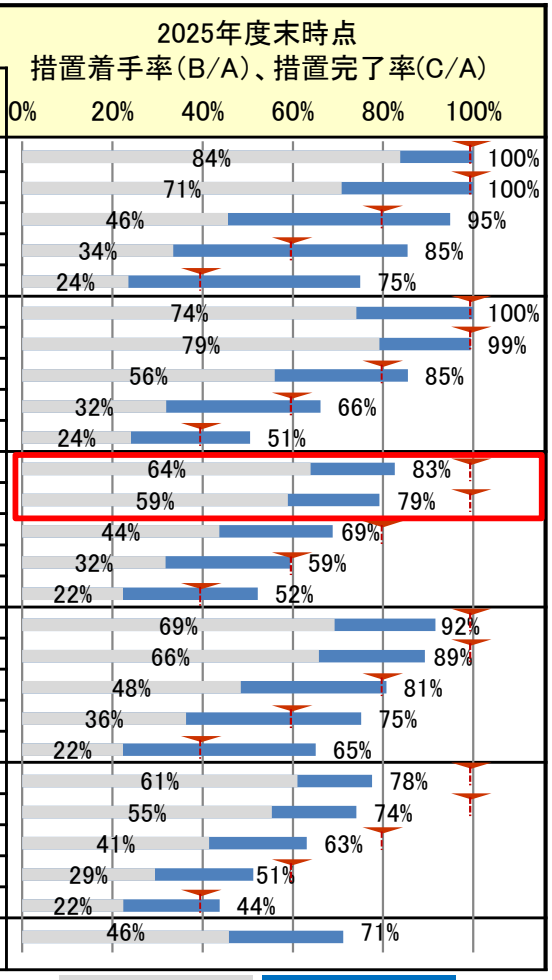
【全国】2巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況

国土交通省

○ 2巡目（2019年度～2023年度）の点検で早期に措置を講ずべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2025年度末時点で国土交通省：91%、高速道路会社：79%、地方公共団体：69%、完了した割合は、国土交通省：52%、高速道路会社：52%、地方公共団体：45%

○ 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで（5年以内）に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていない橋梁は約2割ある。

管理者	措置が必要な施設数（A）	措置に着手済の施設数（B）	うち完了（C）	未着手施設数	2025年度末時点 措置着手率（B/A）、措置完了率（C/A）	（参考）2024年度末時点 措置に着手済の施設数	うち完了
国土交通省	3,684	3,370 (91%)	1,915 (52%)	314 (9%)	2019: 84% / 100% 2020: 71% / 100% 2021: 46% / 95% 2022: 34% / 85% 2023: 24% / 75%	2,891 (78%)	1,328 (36%)
高速道路会社	2,725	2,157 (79%)	1,408 (52%)	568 (21%)	2019: 74% / 100% 2020: 79% / 99% 2021: 56% / 85% 2022: 32% / 66% 2023: 24% / 51%	1,662 (61%)	937 (34%)
地方公共団体	48,494	33,541 (69%)	21,833 (45%)	14,953 (31%)	2019: 64% / 83% 2020: 59% / 79% 2021: 44% / 69% 2022: 32% / 59% 2023: 22% / 52%	28,537 (58%)	15,574 (32%)
都道府県 政令市等	16,907	13,653 (81%)	8,291 (49%)	8,616 (19%)	2019: 69% / 92% 2020: 66% / 89% 2021: 48% / 81% 2022: 36% / 75% 2023: 22% / 65%	11,988 (70%)	5,945 (35%)
市区町村	31,587	19,888 (63%)	13,542 (43%)	11,699 (37%)	2019: 61% / 78% 2020: 55% / 74% 2021: 41% / 63% 2022: 29% / 51% 2023: 22% / 44%	16,549 (52%)	9,629 (30%)
合計	54,903	39,068(71%)	25,156(46%)	15,835(29%)	46% / 71%	33,090(60%)	17,839(32%)



▼：2025年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース
2019年度点検実施（6年経過）：100%、2020年度点検実施（5年経過）：100%、2021年度点検実施（4年経過）：80%、2022年度点検実施（3年経過）：60%、2023年度点検実施（2年経過）：40%

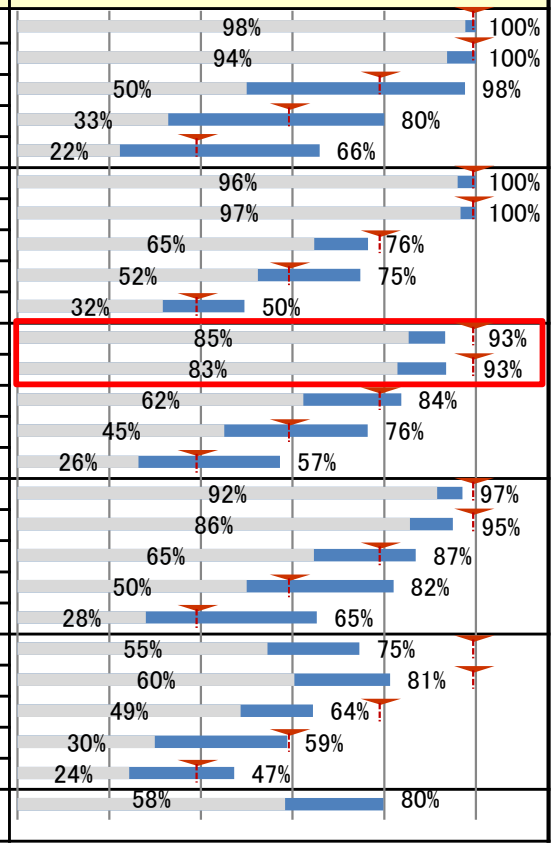
【全国】2巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況

国土交通省

○ 2巡目（2019年度～2023年度）の点検で早期に措置を講ずべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2025年度末時点で国土交通省：89%、高速道路会社：77%、地方公共団体：79%、完了した割合は、国土交通省：61%、高速道路会社：64%、地方公共団体：57%

○ 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで（5年以内）に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていないトンネルは約1割ある。

管理者	措置が必要な施設数（A）	措置に着手済の施設数（B）	うち完了（C）	未着手施設数	2025年度末時点 措置着手率（B/A）、措置完了率（C/A）	（参考）2024年度末時点 措置に着手済の施設数	（参考）2024年度末時点 うち完了
国土交通省	421	376 (89%)	258 (61%)	45 (11%)		325 (77%)	184 (44%)
高速道路会社	425	328 (77%)	272 (64%)	97 (23%)		266 (63%)	198 (47%)
地方公共団体	2,366	1,860 (79%)	1,344 (57%)	506 (21%)		1,677 (71%)	1,044 (44%)
都道府県 政令市等	1,805	1,538 (85%)	1,149 (64%)	267 (15%)		1,417 (78%)	918 (51%)
市区町村	561	322 (57%)	195 (35%)	239 (43%)		260 (46%)	126 (22%)
合計	3,212	2,564(80%)	1,874(58%)	648(20%)		2,268(71%)	1,426(44%)



▼：2025年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース
2019年度点検実施（6年経過）：100%、2020年度点検実施（5年経過）：100%、2021年度点検実施（4年経過）：80%、2022年度点検実施（3年経過）：60%、2023年度点検実施（2年経過）：40%

完了済　着手済

【四国】2巡目の点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数の修繕等措置の実施状況

国土交通省

○2巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設において措置に着手した割合は、四国の全道路管理者で橋梁78%、トンネル91%、道路附属物等※93%。
措置完了率は、橋梁50%、トンネル65%、道路附属物等53%。
○香川県の橋梁の着手率・完了率ともに全国水準よりも高い状況。トンネルについては高速道路会社、県の着手率・完了率は高いが、市町の進捗率・完了率が低い状況。道路附属物等は措置着手・完了率ともに高い状況。

※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

施設名	管理者	措置が必要な施設数（Ⅲ,Ⅳ）	措置に着手済の施設数	措置完了済の施設数	措置着手率	措置完了率	（参考：全国） 措置着手率	（参考：全国） 措置完了率
橋梁	四国計	4,139	3,234	2,049	78%	50%	71%	46%
	国	189	177	107	94%	57%	91%	52%
	高速道路会社	5	5	5	100%	100%	79%	52%
	県	1,017	974	625	96%	61%	81%	49%
	市町村	2,928	2,078	1,312	71%	45%	63%	43%
トンネル	四国計	280	256	183	91%	65%	82%	58%
	国	35	32	17	91%	49%	89%	61%
	高速道路会社	26	26	24	100%	92%	77%	64%
	県	160	160	125	100%	78%	85%	64%
	市町村	59	38	17	64%	29%	57%	35%
道路附属物等	四国計	174	161	92	93%	53%	80%	50%
	国	83	77	49	93%	59%	87%	47%
	高速道路会社	0	－	－	－	－	83%	73%
	県	79	73	35	92%	44%	76%	51%
	市町村	12	11	8	92%	67%	67%	45%

R8.8道路メンテナンス年報より作成

３）2巡目の点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況（香川県）

- ２巡目点検で早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅳ）と診断された橋梁で、２０２６年３月末までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省：１００％、地方公共団体：８８％（県：１００％、市町村：７９％）。

香川県

管理者	点検施設数	措置が必要な施設数	措置に着手済の施設数	うち完了	措置着手率	うち完了率	未着手施設数
国土交通省	473	8	8	7	100%	88%	0
高速道路会社	387	0	-	-	-	-	-
西日本高速	343	0	-	-	-	-	-
本四高速	44	0	-	-	-	-	-
地方公共団体計	7,298	456	402	298	88%	65%	54
県	1,622	196	196	148	100%	76%	0
市町村	5,676	260	206	150	79%	58%	54
合計	8,158	464	410	305	88%	66%	54

R8.8道路メンテナンス年報より作成

３）2巡目の点検で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況（香川県）

- ２巡目点検で早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅳ）と診断されたトンネルで、２０２６年３月末までに修繕等の措置に着手した割合は、高速道路会社：１００％、地方公共団体：７１％（県：１００％、市町村：０％）。

香川県

管理者	点検施設数	措置が必要な施設数	措置に着手済の施設数	うち完了	措置着手率	うち完了率	未着手施設数
国土交通省	4	0	-	-	-	-	-
高速道路会社	20	2	2	2	100%	100%	0
西日本高速	20	2	2	2	100%	100%	0
本四高速	0	-	-	-	-	-	-
地方公共団体計	36	7	5	4	71%	57%	2
県	28	5	5	4	100%	80%	0
市町村	8	2	0	0	0%	0%	2
合計	60	9	7	6	78%	67%	2

R8.8道路メンテナンス年報より作成

３）2巡目の点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの附属物の修繕等措置の実施状況（香川県）

- ２巡目点検で早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅳ）と診断された附属物で、２０２６年３月末までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省：８９％、地方公共団体：１００％（県：１００％、市町村：１００％）。

香川県

管理者	点検施設数	措置が必要な施設数	措置に着手済の施設数	うち完了	措置着手率	うち完了率	未着手施設数
国土交通省	185	19	17	14	89%	74%	2
高速道路会社	91	0	-	-	-	-	-
西日本高速	81	0	-	-	-	-	-
本四高速	10	0	-	-	-	-	-
地方公共団体計	170	21	21	10	100%	48%	0
県	137	20	20	9	100%	45%	0
市町村	33	1	1	1	100%	100%	0
合計	446	40	38	24	95%	60%	2

R8.8道路メンテナンス年報より作成

国道11号　与田川橋側道橋（上り）（香川県東かがわ市川東）

国土交通省

【機密性2】

【概要】 橋長　36．06m　　建設年：1974年　橋種：単純非合成H桁橋2連
日交通量：15，806台　　大型車混入率：20．6%

令和5年度　　Ⅲ判定

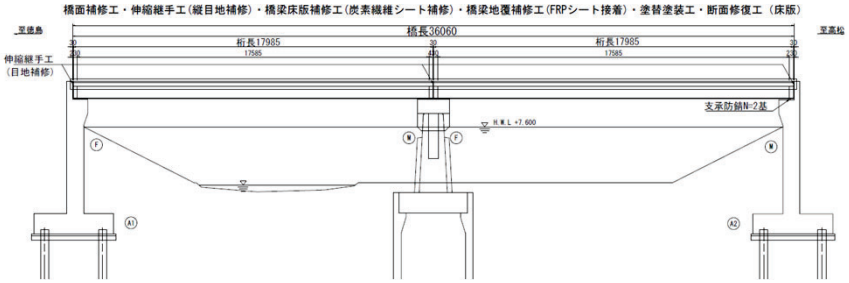
【主な損傷】
〇床版デッキプレートの継ぎ目部に腐食による断面減少及び、部分的な断面欠損
〇支承本体及びアンカーボルトに断面減少を伴う腐食

【対策】
〇橋面補修工 〇伸縮継手工 〇床版補修工 〇地覆補修工 〇塗替塗装工
〇断面修復工　　完了年月：令和8年3月



一般図

側　面　図



工夫内容
新技術「クリスタルジュエリー工法」（CB-220023-A）を採用する事により耐塩害性に優れており長期防食効果が期待できる。ブラックライトを当てる事により各層が異なった色を発色するため、塗り忘れを防ぐ事ができ、施工性や品質管理が向上した。

新技術の採用

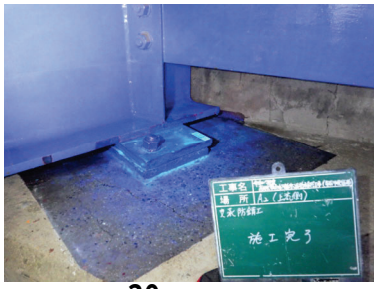


施工状況　（ブラックライト照射）

対策前（支承　腐食）



対策後（支承　塗替塗装）



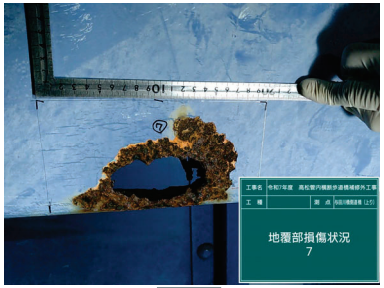
対策前（床版　腐食）



対策後（床版　炭素繊維シート）



対策前（地覆　腐食）



対策後（地覆　FRPシート接着）



県道上庄池田線（かみしょういけだ）　常盤橋（ときわはし）（香川県土庄町）

国土交通省

【機密性2】

【概要】
〇橋長　24.6m　　建設年：1967年　　橋種：RC T桁

【所見】
〇伸縮目地からの漏水が確認されており、速やかに補修する必要がある。

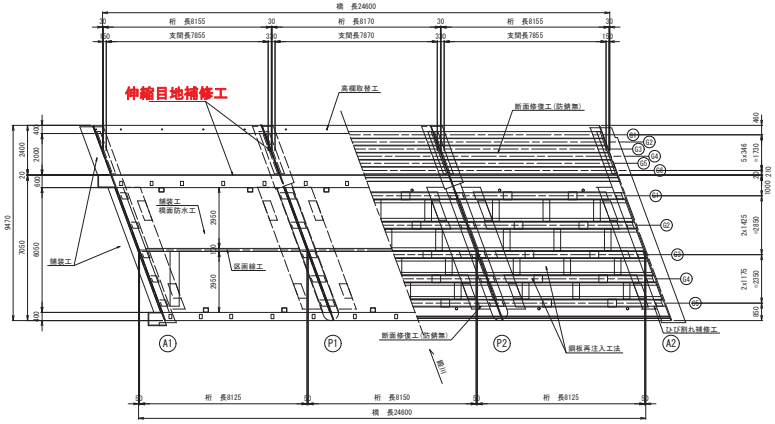
【対策】
〇橋面防水工　〇伸縮目地補修工
完了年月：令和7年12月

令和6年度　　Ⅱ判定

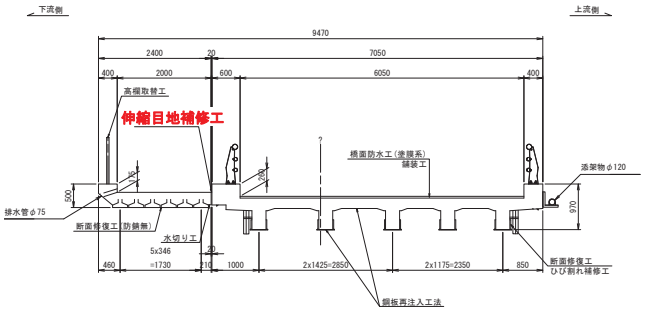


一般図

平面図



断面図

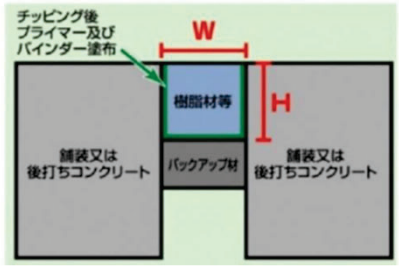


対策状況



工夫内容
　新技術「ゴム劣化取替工法（SMジョイントエ法）」を採用することにより、施工費の削減や橋梁本体の長寿命化を図った。

新技術の採用



〇橋梁の伸縮装置等の劣化した伸縮ゴムの部分を撤去し、新たに伸縮性に優れた樹脂材を充填する橋梁用伸縮装置補修工法
〇伸縮継手取替が必要なく、劣化したゴム部分を撤去し樹脂を充填するのみの工法のため、躯体への負担を最小限に抑え、施工時間の短縮による交通障害の低減、撤去に伴う産業廃棄物の削減も実現。

４）道路事業における地域一括発注の取組について

4）道路事業における地域一括発注の取組について

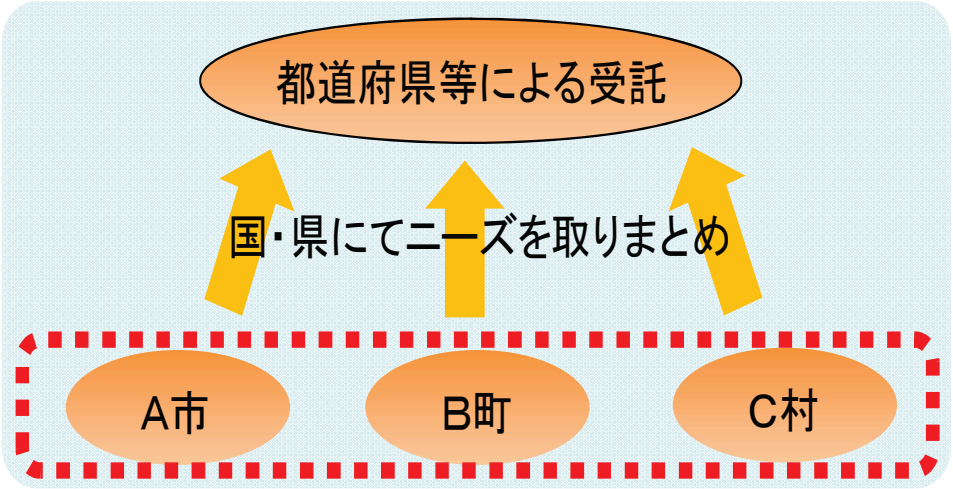
地域一括発注の実施状況

○ 市区町村の人不足・技術力不足を補うため、市区町村の点検・診断の発注事務を都 道府県が一括して実施しています。
○ 2025年度は461市区町村（30道府県）が地域一括発注を活用しています。

道路メンテナンス年報（2026年8月）

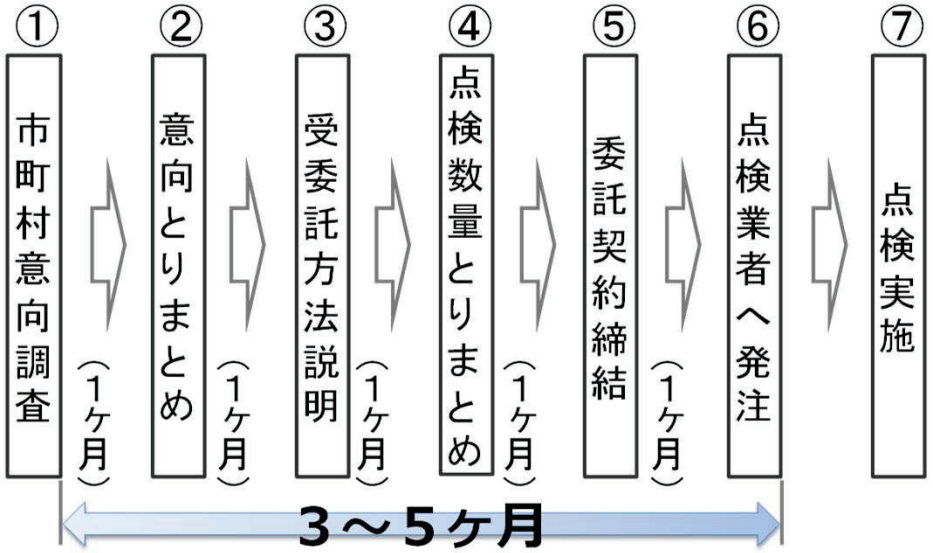
【イメージ図】

・市町村のニーズを踏まえ、
地域単位での点検業務の一括発注等の実施



【手続きの流れ】

・国、都道府県にて市町村の意向調査を実施し、
点検数量をとりまとめた上で、点検業者へ発注



【体制】道路事業における地域一括発注の取組について（四国）

令和7年度　地域一括発注の実施状況

	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	合計
R7実績	■橋梁定期点検 徳島県、美波町、海陽町、上板町 1県3町	対象なし －	■橋梁・横断歩道橋の定期点検 愛媛県、松山市、伊予市、東温市、久万高原町、愛南町 1県3市2町	■橋梁定期点検 室戸市、東洋町、南国市、香南市、大豊町、いの町、日高村、越知町、仁淀川町、中土佐町、四万十町、土佐清水市 4市7町1村	2県7市12町1村
R8予定	■橋梁定期点検 徳島県、美波町、海陽町、上板町 1県3町	■橋梁定期点検 坂出市 1市	■橋梁・トンネル・横断歩道橋の定期点検 愛媛県、松山市、久万高原町、砥部町、愛南町 1県1市3町	■橋梁定期点検 室戸市、南国市、香南市、大豊町、いの町、日高村、越知町、仁淀川町、中土佐町、四万十町、土佐清水市 4市6町1村	2県6市12町1村

※「道路メンテナンス会議調べ」（令和8年8月末時点）
※市町村の点検業務を各県、公社、技術センターがとりまとめて発注

５）道路メンテナンスの技術支援（研修）

地方自治体職員を対象とする研修の実施

○ 地方自治体の職員の技術力育成のため、橋梁、トンネル等の定期点検に必要な知識と技能の習得を目的に全国の地方整備局等で研修を開催。
○ コースは、橋梁初級Ⅰ（点検）、橋梁初級Ⅱ（措置）、トンネル初級（点検）の3コース。
○ カリキュラムは全国共通で、国土技術政策総合研究所担当官の講義など、最新の知見を盛り込み。
○ 四国技術事務所（高松市牟礼町）で開催。受講料は不要（コピー代等のみ自治体負担）。
○ 令和8年度分は、令和8年2月24日に募集（整備局研修担当から各自治体に連絡）。

【研修コースの概要】

橋梁初級Ⅰ（全国共通　H26～）　“職員自ら、橋梁の点検ができるようになります”
○道路橋の定期点検に関する研修。省令に定義される「知識と技能を有する者」として、最低限必要な知識と技能を習得。
○対象者は、国及び地方自治体の職員で、定期点検に携わる方（今後を含む）。
○座学＋現地実習＋達成度確認試験の5日間。募集人員20人。
R8 6/29～7/3　済
※対面、四国技術事務所で実施

橋梁初級Ⅱ（全国共通　R2～）　“橋梁補修の設計・積算の能力がアップします”
○道路橋定期点検要領の「措置」に関する研修。過不足のない修繕などの実施にあたり必要な基礎知識を習得。
○対象者は、国及び地方自治体の職員で、補修設計・工事に携わる方（今後を含む）。
○座学＋現地実習の4日間。募集人員20人。
R8 11/24～11/27
※座学3日間は、Web開催

トンネル初級（全国共通　H26～）　“職員自ら、トンネルの点検ができるようになります”
○トンネルの定期点検に関する研修。省令に定義される「知識と技能を有する者」として、最低限必要な知識と技能を習得。
○対象者は、国及び地方自治体の職員で、定期点検に携わる方（今後を含む）。
○座学＋現地実習の3日間。募集人員20人。
R8 9/16～9/18　済
※座学2日間は、Web開催

これまでの研修の実績

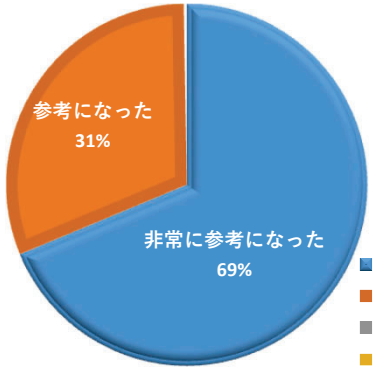
○ 全国において平成26年度から令和7年度までに地方公共団体から7，868名が参加。
（四国のR7までの実績；41自治体から371名参加）
○ 受講修了者の約7割が「非常に参考になった」と回答。
○ 現場に戻った受講修了者から、「研修で教わったことが、直営の点検業務で役立っている」、「点検業者からの報告の理解や質疑に役立っている」といった声が寄せられている。



研修の状況（座学）



研修の状況（現地実習）

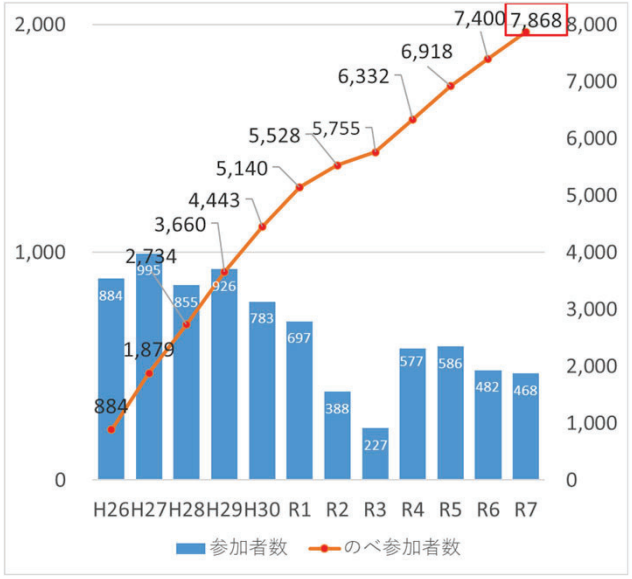


受講修了者アンケートの結果
（四国；H26~R7　N=371名）

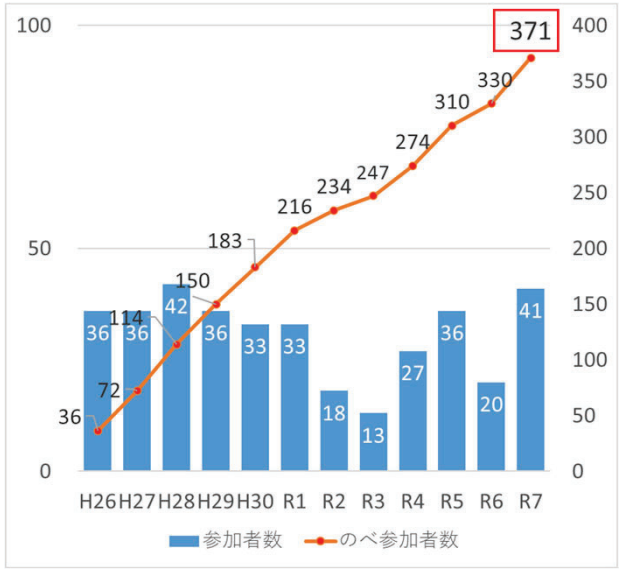
点検の経験がない方でも、一から学ぶことができるので、受講することをお勧めします。



A市都市計画課技師



研修に参加した自治体の職員数の推移（全国）



研修に参加した自治体の職員数の推移（四国）



打音検査の音の違い、近接目視による腐食・ひび割れの変状把握など実際に経験しなければ理解が難しいことが実習でき、直営の点検業務に役立っています。

B町土木課技師

座学と実習を通じ、道路橋の構造や部材の状態の評価に必要な知識と技能を身に付けることができ、点検業者からの報告の理解や質疑に役立っています。



C県土木事務所建設課技師

これまでの参加自治体

【参加自治体(H26～R7)】

徳島県の自治体(10団体／25団体)
・徳島県　・徳島市　・鳴門市　・阿南市
・吉野川市　・阿波市　・三好市　・上勝町
・石井町　・つるぎ町

香川県の自治体(5団体／18団体)
・香川県　・高松市　・さぬき市　・琴平町
・まんのう町

愛媛県の自治体(14団体／21団体)
・愛媛県　・松山市　・今治市　・宇和島市
・八幡浜市　・新居浜市　・西条市　・大洲市
・伊予市　・四国中央市　・東温市　・久万高原町
・砥部町　・松野町

高知県の自治体(12団体／35団体)
・高知県　・高知市　・安芸市　・土佐市
・宿毛市　・東洋町　・本山町　・いの町
・仁淀川町　・中土佐町　・佐川町　・越知町

計　41団体／99団体

〔参考〕令和8年度分の研修募集

国四整人第　３２２号
令和　８年　２月２４日

四国管内各地方自治体
研修担当部局　御中

国土交通省四国地方整備局
総務部人事課長
(公印省略)

令和８年度　四国地方整備局実施研修の聴講員の受入について（照会）

平素より、国土交通行政の推進並びに四国地方整備局計画研修の実施について、ご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

四国地方整備局が実施する研修では、四国地域の国土交通行政の促進に資するため、平成１６年度より、四国管内の全地方自治体に対し、研修の聴講を案内しております。

つきましては、令和８年度実施研修の聴講員受入について、(別紙１）及び（別紙２）のとおり、研修ごとの聴講案内を希望されるかどうか照会を致します。

回答については、「(様式１）希望等調査票」にてご回答ください。

なお、ご回答頂きました照会結果に基づき、来年度４月以降、各研修の聴講案内を送付する予定です。

なお、平成２４年度より、実費相当分のうちテキスト代と宿泊に係る光熱水量費等の施設維持管理費を、聴講員派遣機関にてご負担いただいております。令和８年度につきましては、(別紙１）に予定額を記載しておりますので、ご参照ください。

年度替わりのお忙しい時期で大変申し訳ございませんが、貴所関係部署へご周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。